

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

この度の災害により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

弊社では災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者には、お申し出があれば次のような特別のお取り扱いをいたします。詳細につきましては、当社の担当職員にお申し出いただくか、以下のお問合せ窓口にお問い合わせください。

1. 保険料の払込みに関する期間の延長

被災により保険料のお払い込みが困難な場合、お申し出により、保険料の払込みに関する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 保険金、給付金、契約貸付金の簡易迅速なお支払い

お手続きの際、本人確認書類基準の一部緩和等により、迅速なお支払いに努めております。

法適用日	適用事由	適用市町村	お問い合わせ窓口	
平成30年 2月6日	平成30年 2月4日からの 大雪による災害	福井県 福井市、大野市、 勝山市、鯖江市、 あわら市、坂井市、 吉田郡永平寺町、 丹生郡越前町	<ライフプラザ福井> 0776-23-8800	※ライフプラザの 電話・来店受付時間 については こちら を参照ください。
平成29年 10月22日	平成29年 台風第21号	三重県 伊勢市、度会郡玉城町	<ライフプラザ津> 059-228-0311	
平成29年 10月21日		京都府 舞鶴市	<ライフプラザ京都> 075-211-7816	
		和歌山県 新宮市	<ライフプラザ和歌山> 073-423-9325	
平成29年 9月17日	平成29年 台風第18号	大分県 佐伯市、津久見市	<ライフプラザ大分> 097-534-9207	

お問い合わせはニッセイコールセンターでも承っております。

(ニッセイコールセンター) 0120-201-021

電話受付時間 月～金曜日 9～18時 土曜日 9～17時

・ 祝日、12/31～1/3 は除きます

・ 携帯電話・PHSからもご利用になれます。通話料は無料です。

※電話が混み合っつながりにくいことも考えられますが、ご容赦ください。